

映文連 著作権 実践セミナー

講師 日向 央 (ひゅうが ひさし) 氏

(株)TBSテレビ編成制作局メディアライツ推進部担当局長

あの人気講座が1年ぶりに帰ってきます。映像制作に関わる人なら知っておかねばならない著作権の基礎知識。今まで“あいまい”だった知識が、講義を聞き終わった後は、明快地整理されて“スッキリ”します。



講師プロフィール

1958年3月25日愛知県生まれ。1980年3月学習院大学法学部卒業。
1980年4月株式会社東京放送入社。テレビ営業局CM部、報道局社会部勤務を経て、
1983年6月テレビ編成局契約部に配属。以降30年間、著作権、契約関係の仕事に従事する。
現在、株式会社TBSテレビ編成制作局メディアライツ推進部担当局長。

【講座概要】

- 改正著作権法の内容～「写り込み」と「違法ダウンロード刑事罰化」
- 「CM映像」知財高裁判決の意義～「映画製作者」となるための「発意」と「責任」とは
- Web展開における権利処理
- その他～ご質問に答えて

講師からのメッセージ

映像の制作、二次活用にあたっては、他人の著作権に注意し、権利処理が必要なものは誤ることなく処理しなければいけない一方、権利者ではない者に許諾を申請するムダな手続も避けたいものです。

そうした「ルール」の詳細を定めた著作権法が、昨年大きく改正されました。「写り込んだ」著作物につき、権利者の許諾を得ずに利用できる規定、私的に使う目的であっても、違法にアップロードされた著作物をダウンロードするだけで刑事罰を科せられる規定、DVDなどの暗号型技術を回避して行う複製(リッピング)を違法とする規定の新設などです。この講義では、分かりやすい具体例を挙げながら、この改正法の意義を詳しくお話しします。

また、昨年は、著作権で注目すべき判決が多く出された年でもありました。その中で、テレビCMの映像の著作権が広告主に帰属すると判断した知的財産高裁の判決(「テレビCM原版」事件、10月25日判決)は、特別な事実関係によりそのような判断がなされたもので、すべてのCM制作に一般化されるものではないとは言うものの、映文連会員社にとってはその意義を正確に理解しておきたいところです。「映画製作者」となるための「発意」と「責任」の意味を、再度、基礎から検討したいと存じます。

もう一つのテーマとして、「Web展開における権利処理」を解説します。Webサイトの作成・展開における注意点、また、既存の他社が作成するWebサイトに上がっているコンテンツで自由利用できるものは何か、などを取り上げます。

その他、事前に皆様方からご質問をいただければお答えします。著作権の諸課題について、一緒に考えて参りたく存じます。

日時 2月26日(火)午後6時～8時30分

会場 NTTラーニングシステムズ株式会社
Learning Square 新橋 6-A 研修室

(東京都港区新橋4-21-3 新橋東急ビル6階)

JR、銀座線、浅草線「新橋駅」徒歩4分

定員 100名 (定員になり次第、締め切り)

参加料 会員 3,000円 一般 4,000円

申込先 (公社)映像文化製作者連盟

(東京都中央区日本橋小網町17-18 藤和日本橋小網町ビル7F)

TEL:03-3662-0236 <http://www.eibunren.or.jp>

申込欄に氏名・会社名・連絡先(TEL・FAX番号又はメールアドレス)をご記入の上、

2月22日(金)までに、映文連事務局宛にFAXもしくはメールでお申し込みください。



申込書(FAX:03-3662-0238/office@eibunren.or.jp)

会社名		ご連絡先 TEL・FAX メールアドレス	
お名前			名